

## はちぶせの里指定通所介護事業所

## はちぶせの里指定介護予防・生活支援サービス事業所

## はちぶせの里指定自立援助通所型サービス事業所

## はちぶせの里指定生活介護(基準該当)事業所

## はちぶせの里指定重度障害者等入浴サービス事業所

### 運営規程

#### 第 1 章 総 則

##### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人関寿会が設置運営するはちぶせの里指定通所介護事業所、はちぶせの里指定介護予防・生活支援サービス事業所、はちぶせの里指定自立援助通所型サービス事業所、はちぶせの里指定生活介護(基準該当)事業所、はちぶせの里指定重度障害者等入浴サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業、指定介護予防・生活支援サービスの事業、指定自立援助通所型サービスの事業、生活介護(基準該当)の事業、重度障害者等入浴サービスの事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従事者（以下「従事者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

##### (運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活上必要な援助及び機能訓練を行う。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
3. 事業の提供にあたっては、利用者 と事業者双方の権利と義務を明確にするため、当事者間の合意をもとに契約書により明らかにする。
4. 上記の他「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第37号、平成16年2月12日付）」第98条の具体的取扱方針を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターはちぶせの里
- (2) 所在地 兵庫県養父市尾崎1327番地

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は、毎週月・水・木・金・土・日・祝日とする。
- (2) 営業時間は、9時00分から16時30分までとする。  
時間延長サービス体制は、対応可とする。
- (3) 定休日は火曜日とする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は30名とする。

## 第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- (2) 生活相談員 3名
- (3) 看護職員 6名(機能訓練指導員を兼務)
- (4) 介護職員 10名

- 2. 前項に定める職員の他、必要に応じて定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 3. 管理者は、事業所と従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 4. 生活相談員はそれぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うとともに、日常生活上の相談に応じ、指定通所介護の提供にあたる。
- 5. 看護職員は、健康管理や療養上の相談助言等を行い、かつ日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うとともに、指定通所介護の提供にあたる。
- 6. 介護職員は、日常生活上の介護並びに健康保持のための相談助言等を行うとともに、指定通所介護の提供にあたる。

## 第3章 指定通所介護の内容及び利用料

### (指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

- 第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- (1) 入浴サービス
  - (2) 食事サービス
  - (3) 生活相談・援助・レクリエーション等
  - (4) 日常動作訓練
  - (5) 健康チェック・相談等
  - (6) 送迎
2. 厚生労働大臣が定める介護報酬告示等の基準は、事務所の見やすい場所に掲示する。
3. 指定通所事業者は、1項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
- (1) 利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
  - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い、必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービスの基準額又はサービス費用基準額を超える費用
  - (3) 食事代
  - (4) おむつ代
  - (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者の負担が適当と認められる費用
4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

### (通常の実施地域)

- 第8条 通常の事業の実施区域は、養父市と香美町村岡区とする。

## 第4章 運営に関する事項

### (事業の提供にあたっての留意事項)

- 第9条 指定通所介護を提供する際には、次の事項について留意する。
- (1) 通所介護の提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要及び利用申込者の選択に資すると認められる内容について説明を行い、サービス内容等について、利用申込者の同意を得るものとする。

- (2) 通所介護の提供に際しては、利用者の当日の健康状態等について、医師の診断や日常生活上の留意事項を確認し、心身の状況に応じたサービスの提供に留意する。
- (3) 利用者の健康状態について、必要に応じた主治医の意見を求める。
- (4) 日常動作訓練を行うにあたっては、利用者自身の健康状態に留意した上で通所介護計画の訓練内容及び目標に基づき行う。

#### (苦情処理)

第10条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

#### (虐待の防止)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従事者に周知する。
- (2) 従事者に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所内において、従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催する。
- (5) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

#### (感染症予防、まん延防止の対策)

第12条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を従事者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、従事者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### (その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、社会的使命を充分認識し、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2. 従事者は業務上の知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人関寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 第5章 緊急時における対応方法及び非常災

## 害対策

### (緊急時における対応方法)

- 第14条 従事者は、通所介護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。
2. 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

### (業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。
- (1) 事業者は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。
2. 防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

## 付 則

1. この規程は、平成16年10月 1日から施行する。
2. この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
3. この規程は、平成19年 1月 1日から施行する。  
※ 第1章 第4条 (2) 変更
4. この規程は、平成19年12月 1日から施行する。  
※ 第1章 第5条 変更
5. この規程は、平成21年12月 1日から施行する。  
※ 第1章 第5条 変更
6. この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。  
※ 第1章 第4条 (2) 変更
7. この規程は、平成28年10月 1日から施行する。  
※ 第1章 第5条 変更
8. この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。  
※ 第1章 第1条、事業名変更
9. この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。  
※ 第4章 第11条、第12条、第5章 第15条 追加変更